

健康・医療

新型コロナウイルス感染症について

お知らせ

- ・ [「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」](#) に基づき対策を進めています。（5月25日）
- ・ [第37回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました。](#)（[首相官邸ホームページ](#)）（6月4日）
- ・ [新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する内容はこちらをご覧ください。](#)（[内閣官房ホームページ](#)）
- ・ [「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」](#) を更新しました。（5月29日）
- ・ [新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」](#) を公表しました。（5月7日）
- ・ [「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント](#) をまとめました。（5月29日）
- ・ [「人との接触を8割減らす、10のポイント」](#) を公表しました。（4月24日）
- ・ [「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」](#) を公表しました。（3月1日）
- ・ [「3つの密を避けましょう」](#) を公表しました。（3月28日）
- ・ [電話・オンラインによる診療がますます便利になります。](#)（[新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について](#)）（4月20日）
- ・ [オンラインで人材を募集する医療機関等と求職者のマッチングを行うWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」](#) を開設しました。ぜひご利用ください。 **NEW**
- ・ [レムデシビルの投与をお考えの医療機関の皆さまへ](#)（5月11日）
- ・ [リーフレット「生活を支えるための支援のご案内」](#) を掲載しました。（やさしい日本語、多言語版は[こちら](#)）（6月17日）
- ・ [妊婦の方々等に向けた対策に関する情報をまとめました](#)
- ・ [職場における妊娠中の女性労働者等への配慮のための情報をまとめました](#)
- ・ [高齢者の皆さまに知っていただきたい情報をまとめました。](#)（4月3日）
- ・ [雇用調整助成金の特例措置を追加実施します。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設等を内容とする雇用保険臨時特例法が公布されました。](#)
- ・ [時間外労働等改善助成金の特例](#) を設けることとしました（[新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・職場意識改善特例コース](#)）。
- ・ [生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金の特設ホームページ](#) を設けました。（5月28日）
- ・ [小学校等が臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援と委託を受けて個人で仕事をする方のための支援](#) を創設しました。
- ・ [全ての国又は地域から入国・帰国される方へ](#)（5月27日）
- ・ [帰国された皆様へ](#)（5月27日）
- ・ [諸外国の行動制限等の現状について（6月24日時点）](#) を公表しました。（6月24日） **NEW**
- ・ [地域ごとの感染状況等の公表について（6月26日）](#) **NEW**
- ・ [新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設の確保状況](#)
- ・ [新型コロナウイルス接触確認アプリの概要やQ&Aについて](#) 公表しました（6月26日） **NEW**
- ・ [熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法について](#) 公表しました（6月24日） **NEW**
- ・ [新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について](#)（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）（

<知りたい情報をクリックしてください>

大臣記者会見概要 ▶

国内の発生状況 ▶

政府の対策について
(基本方針、クルーズ船への対応など) ▶

国民の皆さまへ
(予防、相談など) ▶

働く方と経営者の皆さまへ ▶

新型コロナウイルス感染症に
関するQ & A ▶

自治体・医療機関・福祉施設等の
情報 ▶

報道発表資料 ▶

SNSによる情報発信・参考情報・
リンク ▶

注意喚起: 新型コロナウイルス感染症に関して[厚生労働省を装った詐欺](#)や、新型コロナウイルスを題材とした[攻撃メール](#)にご注意ください。

[英語 \(For English\)](#) [中国語 \(For Chinese\)](#)

更新情報

▶ [更新情報一覧](#)

2020年6月26日掲載

▶ [「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました](#) **NEW**

2020年6月26日更新

▶ [地域ごとの感染状況等の公表について更新しました](#) **NEW**

2020年6月26日更新

▶ [自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）を更新しました](#) **NEW**

2020年6月26日更新

▶ [「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」を更新しました](#) **NEW**

2020年6月26日更新

▶ [新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました](#) **NEW**

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

大臣記者会見概要

新型コロナウイルス感染症関係の同語訳が、本会場で掲載されています。

※新型コロナウイルス感染症関係の目録発言かめった会見を掲載していません。
手話付きの会見動画につきましても、民間事業者のご協力の下、掲載しておりますのでご覧ください。

[過去の大臣会見](#)

新型コロナウイルスに関するQ&A

一般の方向けQ&A

一般の方向け以外のQ&Aは[こちら](#)をご覧ください。

国内の発生状況

国内の現在の状況について **NEW**

6月26日現在の新型コロナウイルス感染症に関する状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。

国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は18,197例、死亡者は969名となりました。
また、入院治療等を要する者は833名、退院又は療養解除となった者は16,392名となりました。

1. 国内の状況について

6月25日24:00現在、PCR検査陽性者18,197例が確認されている。

・PCR検査陽性者（国内事例17,886例、チャーター便帰国者事例15例、空港検疫296例）

	PCR検査 実施人数(※3)	PCR検査 陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国者 を除く)	370,382 (+4,455)	17,886 (+79) ※2	727 (+14)	51 (-7)	16,188 (+72)	968 (+1)※6	7 (-3)
空港検疫	69,528 (+789)	296 (+3)	106 (+3)	0	189	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	440,739 (+5,244)	18,197 (+82) ※2	833 (+17)	51 (-7)	16,392 (+72)	969 (+1)	7 (-3)

(括弧内は前日比)

※1：チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2：新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。

※3：一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。

※4：PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。

※5：国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。

※6：更新時点で自治体のウェブサイト上には反映されていないが、北海道で1人の死亡が確認されている。

【PCR検査の実施件数】

2月18日～6月24日までの国内(国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等)におけるPCR検査の実施件数は、644,888件*。

国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の1日あたりの最大能力(6月24日時点)

最大能力
29,677件/日

*上記の数値は暫定値であり、変更される可能性がある。

【PCR検査に関する参考資料】

- [国内における都道府県別のPCR検査陽性者数（2020年6月26日掲載分）](#)
- [国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況（2020年6月26日掲載分）](#)
- [新型コロナウイルスのPCR検査総実施件数（都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計）（2020年6月26日掲載分）](#)
- [新型コロナウイルスのPCR検査の1日あたり実施可能件数（都道府県別 ※地方衛生研究所・保健所からの回答を集計）（2020年6月11日時点）](#)

（参考資料）

【国内の患者発生に関する参考資料】

- [新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（※報告日別新規陽性者数）：6月26日](#)
- [新型コロナウイルスの発生状況（【国内事例】及び【上陸前事例】）：6月26日](#)
- [各都道府県の検査陽性者の状況（空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）](#)
- [新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（2020年6月24日18時時点）](#) **NEW**

【新型コロナウイルス感染症に関する相談に関する参考資料】

- [厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の対応状況等について（2020年6月26日掲載分）](#)
- [帰国者・接触者相談センターの相談件数等（都道府県別）（2020年3月31日まで）](#)
- [帰国者・接触者相談センターの相談件数等（都道府県別）（2020年4月1日以降）](#)

- [全国クラスターマップ（3月15日より掲載）](#)

国内で報告された新型コロナウイルス感染症の感染者に係る報告を基にした追跡調査の結果、感染者間の関連が認められた集団（クラスター）を地図上に表示したものです。

クラスターは、現時点で、同一の場において、5人以上の感染者の接触歴等が明らかとなっていることを目安として記載しています。家族等への二次感染等を載せていません。また、家族間の感染も載せていません。

現時点での感染の発生状況や、都道府県別の感染者数を反映したものではありません。

本報告数は地方自治体の報道発表等に基づき新型コロナウイルス厚生労働省対策本部が集計した速報値に基づくもので、随時更新されません。

- ・ [全国クラスターマップ（3月31日時点）](#)
- ・ [（別紙）医療機関・福祉施設でのクラスターの発生状況について（3月31日時点）](#)

（参考）

[報道発表資料一覧（新型コロナウイルス感染症）](#)

[各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況（外務省HPより）](#)

政府の対策について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

3月28日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。

「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」（3月28日、4月7日、4月11日、4月17日、5月4日、5月14日、5月21日、5月25日改正。）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

2月25日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されました。この基本方針では、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理しています。

「[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#)」（2月25日）

※[新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 脇田座長のご説明（第13回新型コロナウイルス感染症対策本部）](#)（2月25日）

- ・ [新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた専門家の見解](#)（2月24日）
- ・ [新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方）](#)（2月23日）
- ・ 「[新型コロナウイルス感染症対策の見解](#)」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日）
- ・ 「[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言](#)」（3月19日）
- ・ 「[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言](#)」（4月1日）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

2月13日、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応などを柱とする「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」がとりまとめられています。また、3月10日、国内の感染拡大を防止するとともに、諸課題に適切に対処するため、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置などを柱とする「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」がとりまとめられています。

- ・ [「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」](#)（2月13日）
- ・ [「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（ポイント）」](#)（3月10日）
- ・ [「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」](#)（3月10日）
- ・ [「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（資料概要集）」](#)（3月10日）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と補正予算案

4月7日、政府は、経済対策をとりまとめるとともに、令和2年度補正予算案を閣議決定しましたが、厚生労働省としても、感染拡大防止策、医療提供体制の整備、治療薬・ワクチンの開発に必要な費用や、雇用の維持や就職支援、生活の支援、事業の継続支援等を行うための費用を盛り込んでいます。

- ・ [「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（厚生労働省施策関係 概要）」](#)（4月7日）
- ・ [「令和2年度 厚生労働省補正予算（案）の概要」](#)（4月7日）
- ・ [令和2年度 厚生労働省補正予算案（参考資料）](#)
- ・ [令和2年度補正予算案 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（参考資料）](#)
- ・ [令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について（4月30日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について（4月30日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の交付申請等について（4月30日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たっての取扱いについて（4月30日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の目安（4月30日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症対策事業に関するQ&Aについて（4月30日）](#)

新型コロナウイルス感染症対策関係 令和2年度 厚生労働省第2次補正予算案 NEW

5月27日、政府は、令和2年度第2次補正予算案を閣議決定しました。厚生労働省としても、新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する費用を盛り込んでいます。

[令和2年度厚生労働省第2次補正予算案のポイント](#) [868KB]

[令和2年度厚生労働省第2次補正予算案の概要](#) [415KB]

[令和2年度厚生労働省第2次補正予算案（参考資料）](#)

[令和2年度第2次補正予算案 新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援](#)

[新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への支援](#)

医療提供体制

新型コロナウイルスへの感染が疑われる方に、診療体制等の整った医療機関を適切・確実に受診していただくため、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置しています。

受診調整を行うため、感染を疑う方には事前に帰国者・接触者相談センターに電話連絡をしていただき、連絡を受けた同センターは、新型コロナウイルスへの感染の可能性を確認しつつ、帰国者・接触者外来につなげています。

- ・ [帰国者・接触者相談センター 都道府県別設置数](#)（2020年6月24日時点） NEW
- ・ [帰国者・接触者外来等 都道府県別設置数](#)（2020年6月24日時点） NEW

- ・ [ICU等の病床に関する国際比較について（2020年5月6日）](#)
- ・ [「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」等の設置状況、開催状況](#)
- ・ [周産期医療提供体制、小児医療提供体制、救急医療提供体制アンケート結果（6月1日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の現状に関する各都道府県知事の御認識について](#)

[新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS） Gathering Medical Information System on COVID-19](#)

[新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム\(HER-SYS\) Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19](#)

[新型コロナウイルス感染症に関する検査について](#)

感染症法に基づく医師の届出により、疑似症患者を把握し、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施し、患者を把握しています。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を把握します。濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく健康観察や外出自粛等により感染拡大防止を図っています。

[PCR検査、抗原検査、抗体検査についてはこちらのページをご覧ください。](#)

[クラスター対策](#)

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団（クラスター）が、次の集団を生み出すことを防止することが重要です。

※「小規模患者クラスター」とは感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- 「[新型コロナウイルスクラスター対策班の設置について](#)」（2月25日）
- 「[新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために](#)」（3月1日）（PDF: 556KB）
- [新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（クラスター対策）](#)（3月2日）
- 「[新型コロナいま、拡げないために](#)」（3月2日）（PDF: 138KB）
- クラスター対策に資する情報提供に関する協定（[LINE](#)）
- 「[換気の悪い密閉空間](#)」を改善するための換気の手法（リーフレット）（4月3日改訂）
- 商業施設等における「[換気の悪い密閉空間](#)」を改善するための換気について（3月30日）
- 熱中症予防に留意した「[換気の悪い密閉空間](#)」を改善するための換気の方法(リーフレット)(6月24日) **[NEW]**
- 熱中症予防に留意した「[換気の悪い密閉空間](#)」を改善するための換気について(6月17日)

[新型コロナウイルス接触確認アプリ COVID-19 Contact-Confirming Application](#)

[水際対策](#)

新型コロナウイルス感染症の病原体が外国からの航空機や船舶を介して国内へ侵入することを防止するとともに、航空機等に関して感染症の予防に必要な措置を講じることを目的として、新型コロナウイルス感染症を「検疫法第34条の感染症の種類」として指定しています。これにより、外国から日本へ入国しようとする方に対する質問・診察の実施、患者等の隔離・停留のほか、航空機等に対する消毒等

の指直を講じることか可能となつていまい。

諸外国においてこの感染症が流行していることを受けて、日本の水際対策として、全ての国・地域からの到着便・到着船について、全員質問票による聞き取り、ポスター掲示による自己申告の呼びかけ、健康カード配布による国内二次感染等のリスクの軽減等を行っています。

また、当面の間、14日以内に一部の国・地域における滞在歴がある外国人等については、出入国管理及び難民認定法に基づき、特段の事情がない限り、症状の有無にかかわらず、その入国を拒否しています。

さらに、全ての国・地域から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者であって、隔離や停留をされない者については、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請しています。

今回の水際対策強化の全体像 ([イメージ](#))

[水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について \(検疫の強化\)](#) (3月6日閣議了解)

[中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について \(検疫の強化\)](#) (3月19日閣議了解)

[これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ](#)

[\(検疫\) FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ](#)

[\(入国制限\) 法務省ホームページ](#)

治療薬、ワクチン、医療機器、検査キットの開発

新型コロナウイルス感染症については、現時点では、有効性が確認された特異的なワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心となっています。なお、令和2年5月7日にレムデシビル(販売名:ベクルリー点滴静注液100mg等)が特例承認*されました。(特例承認に係る報告書、添付文書)

このため、厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)の研究費や厚生労働科学研究費等の各種研究費制度を活用し、治療薬等の研究を順次拡大しています。ワクチンについては国内での研究のほか、世界連携でワクチン開発を促進するためCEPI(感染症流行対策イノベーション連合)への拠出を通じたワクチンの早期開発に向けた取組を進めています。

また、その他の治療薬としても、既存の治療薬からいくつかの候補薬が出てきており、観察研究や臨床研究、治験が進められています。

厚生労働省では、新型コロナウイルス関連の医薬品、医療機器(人工呼吸器等)及び検査キットについて、優先かつ迅速に審査を行っています。

・ [新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器等の医療機器の承認審査等に関する取扱いについて](#)

・ [新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器等の開発に取り組む企業等の相談窓口の設置について](#)

・ [新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認審査に関する取扱いについて](#)

・ [新型コロナウイルス感染症に係る呼吸回路等の医療機器の認証審査等に関する取扱いについて](#)

*特例承認制度とは、1. 疾病のまん延防止等のために緊急の使用が必要、2. 当該医薬品の使用以外に適切な方法がない、3. 海外で販売等が認められている、という要件を満たす医薬品について、承認申請資料のうち臨床試験以外のものを承認後の提出としても良い等として、特例的な承認をするものです。

[治療薬の候補となる薬剤について](#) (6月17日更新)

[新型コロナウイルスワクチンの開発に係る取組み](#) (6月1日掲載)

[レムデシビル\(販売名:ベクルリー点滴静注液100mg、同点滴静注用100mg\)の投与をお考えの医療機関の皆さまへ](#) (5月11日更新)

[新型コロナウイルス感染症を対象とした医療機器の承認情報](#)

[新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品\(検査キット\)の承認情報](#)

【参考】

○ [3月28日安倍総理大臣記者会見](#)

○ [新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)に関する研究開発支援について\(まとめ\)](#) (国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)ホームページ)

○ [新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)などの新興感染症に関する研究開発](#) (第28回健康・医療戦略推進本部資料(首相官邸ホームページ))

○ [新型コロナウイルスに対するワクチン開発を進めます](#) (感染症流行対策イノベーション連合)

○ [新型コロナウイルス感染症治療薬候補の臨床試験/研究に関する文献情報](#) (国立医薬品食品衛生研究所ホームページ)

医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定

医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定について、掲載しています。

- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（5月1日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（5月8日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（5月11日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（5月22日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（5月29日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（6月5日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（6月12日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（6月19日掲載分）
- ・ [医療機関に対する政府確保分のマスク等の医療用物資の配布状況及び今後の配布予定](#)（6月26日掲載分） **NEW**

「子どもの見守り強化アクションプラン」について

学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっています。

今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組に加え、様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「[子どもの見守り強化アクションプラン](#)」を実施します。

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」への対応等について **NEW**

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において検疫を実施し、3月1日にすべての乗客、乗員の下船が完了しました。

（※）なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

3月15日、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客のうち、船内で14日間の健康観察期間が終了し2月19日から23日にかけて順次下船した計1,011人の方への健康フォローアップが終了しました。

【6月24日25時時点の状況について】

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	658 ※3	1	13 ※5

（括弧内は前日比）

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者658名のうち有症状363名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 36名が重症から軽～中等症へ改善（うち36名は退院）
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

○ [ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部報告書](#)（5月1日掲載）

○ [新型コロナウイルスの発生状況（【国内事例】及び【上陸前事例】）：2月17日～3月15日まで](#)

● 2月19日時点のクルーズ船における新型コロナウイルス感染症の発症者数等の推移についてとりまとめました。専門家によれば、「発症日の判明している確定例の検討に基づいて評価すると、2月5日にクルーズ船で検疫が開始される前に実質的な伝播が起こっていたことが分かる」とされています。

[国立感染症研究所のレポート](#)

・推移のグラフ

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における感染制御策
クルーズ船内で医療救護活動に従事されている皆様へ [PDF形式: 74KB]

宿泊施設の確保状況

○新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設の確保状況

療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について

○療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について

関連情報

- イベント開催に関する御協力をお願い (2月20日、26日、3月10日、3月20日)
- 諸外国の行動制限等の現状について (6月24日時点)
- 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 (1月28日、30日)
- 新型コロナウイルス対応に関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会 (3月24日)
- 新型コロナウイルス対応に関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会 (4月23日)
- 全国知事会と厚生労働省の意見交換会 (3月25日)
- 全国知事会と厚生労働省の意見交換会 (4月9日)
- 全国知事会と厚生労働省の意見交換会 (4月23日)
- 全国知事会と厚生労働省の意見交換会 (4月30日)
- 全国知事会と厚生労働省の意見交換会 (5月13日)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

国民の皆さまへ (予防・相談)

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

**新型コロナウイルス感染症の啓発資料・リーフレットはこちら
(クリックください)**

※以下啓発資料について、配布や媒体掲載など、使用可能です。掲載の場合は『出典: 首相官邸HPより』を記載してください。

会社・学校や人の集まる場所での掲示、周知など、用途に限らずご自由にダウンロード・印刷してお使いください。(加工・変更等はおやめください)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防ぐことが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならない工夫しましょう。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることは避けましょう。

※厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人と話しに手を伸ばして触れない十分な距離(2メートル以上)を取りましょう。
- スプーンや箸などで列に並んでいるとき、前の人と近づきすぎないように注意しましょう。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを飛ぶ前にマスクを着用して、目や鼻を覆い、十分な距離(2メートル以上)を保ち、十分な換気(換気扇や窓を開ける)を確保しましょう。
- 列などで会話や発声が行われる場合には、十分な距離を確保し、マスクを着用しましょう。

※厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 0120-565653

飲食店の感染では、他の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。また、真横に座らず、真上・真下に座るのも有効です。店舗の責任者は、椅子の数を把握を工夫して、十分な距離を確保しましょう。

エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。乗みあっているときは、一歩退きましょう。また、乗降の待ち時間、乗降の上下に接触の機会に気を付けましょう。

職場は、工夫してテレワークを推進しましょう。導入に向けた支援策もあります。

厚生労働省 0120-565653

厚生労働省 フリーダイヤル 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開けこまめに換気を!

屋外でも密集するような運動は避けましょう!

少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い遠くに座る

会話をするときにはマスクをつけましょう!

5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!

厚生労働省 0120-565653

Avoid the "Three Cs"! (English 英語版) 避开3“密”! (中文 中国語版)

Important notice for preventing COVID-19 outbreaks.

Avoid the "Three Cs"!

1. Closed spaces with poor ventilation.
2. Crowded places with many people nearby.
3. Close-contact settings such as close-range conversations.

One of the key measures against COVID-19 is to prevent occurrence of clusters. Keep these "Three Cs" from overlapping in daily life.

The risk of occurrence of clusters is particularly high when the "Three Cs" overlap! In addition to the "Three Cs", seats used by multiple people should be cleaned with disinfectant.

厚生労働省 0120-565653

请采取防止新冠病毒聚集性感染措施

避开3密

1. 通风不好的密闭空间
2. 人群聚集的密集场所
3. 近距离谈话等的密切接触场面

在新冠病毒防控对策中，防止聚集性感染的发生非常重要。在日常生活中请采取防控措施，防止同时出现“3密”。

符合上述3个条件的场所发生群体感染的风险非常高!

除遵守“3密”外，请做好公共使用场所的消毒工作。

厚生労働省 0120-565653

自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。

お願い1：外出はできるだけひかえてください。
やむを得ず外出する場合には、マスクを着用していただくようお願いします。



外出控え

お願い2：「三密」（密集、密閉、密接）を避けましょう。

集団感染は、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」という共通点があります。



密集回避 密閉回避 密接回避

できるだけ、そのような場所に行くことを避けていただき、やむを得ない場合には、マスクをするとともに、換気を心がけていただく、大声で話さない、相手と手が触れ合う距離での会話は避ける、といったことに心がけてください。



換気

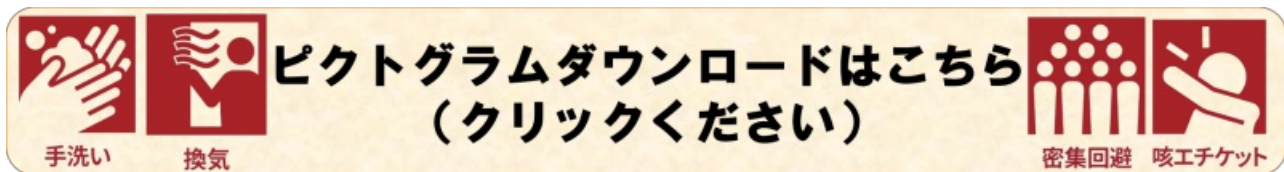
お願い3：咳エチケット（咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）や手洗いをお願いします。



咳エチケット 手洗い

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されていますが、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、3つのお願いへのご協力をお願いします。

さらにお願ひ：お友達にもぜひ3つのお願いを伝えていただけませんか。以下のロゴをご家庭や学校、職場において自由にお使いください。（6バージョン）



この動画（3月22日放送「NHKスペシャル「パンデミック」との闘い～感染拡大は封じ込められるか～」から）は、新型コロナウイルス感染症の予防のために、咳エチケットやこまめな換気をするのがなぜ重要なのかについて、分かりやすくまとめられています。ぜひご覧いただき、おひとりおひとり感染症対策をおこなっていただきますよう、よろしくお願ひします。

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いて

いる方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

○ 相談は、帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なることがあります。)の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。


※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら、
「帰国者・接触者相談センター」へ



- 「帰国者・接触者相談センター」では、
新型コロナウイルス感染症が疑われる方の
相談を受け付けています。
- 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う
「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせ下さい。

・ **新型コロナウイルス感染症にかかったかと思つた際に、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行くことは控えるようにして下さい。**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電話・オンラインによる診療を希望する皆さまへ

新型コロナウイルス感染症が拡大していることに鑑みた時限的・特例的な対応として、初診も含め、医師の判断で電話やオンラインにより診断や処方を受けられることとなりました。

このため、電話やオンラインによる診断や処方を受けたい場合は、まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。かかりつけ医等をお持ちでない方は、こちらのホームページに電話やオンラインによる診療を行う医療機関のリストを掲載することとしているので、掲載されている最寄りの医療機関にご連絡ください。

※ただし、電話やオンラインによる診療に適していない症状や状態の場合は、医師の判断で診断や処方は行わず、医療機関における対面の診療を勧めることがあります。

【電話・オンラインによる診療の手順】

1. 診療内容の確認

(電話・オンライン診療を行っているか確認)

受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口に、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

(かかりつけ医等または最寄りの医療機関)

まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。

かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関にご連絡くだ

さい。

＊医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけお住いの近くの医療機関を選択することをお勧めします。

2. 事前の予約

(電話の場合)

電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えたくて予約します。

(オンライン診療の場合)

オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

(支払方法の確認)

予約の際に合わせて支払方法についても確認します。

3. 診療

(診療開始)

医療機関側から着信があるが、オンラインで接続され、診療が開始します。

(本人確認後、症状説明)

まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報を伝えた後に、症状等をご説明してください。

電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご注意ください。

4. 診療後

(医療機関への来訪を推奨されたら)

医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

(薬の処方を受けた場合)

薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらおう最寄りの薬局を医療機関に伝えたくて、診察後、薬局に連絡してください。

電話やオンラインによる服薬指導を受けられ、その後、薬が配送されます(薬局に来訪されて服薬指導を受ける必要がある場合もあります。)

＊以下は、電話やオンラインによる診療の手順などをわかりやすく説明したリーフレットになります。

(リーフレット) [電話・オンラインによる診療](#)

大規模イベントに参加されていた皆様へ

大規模イベントにおいては、クラスター(集団)発生のリスクが高い、3つの条件

1.換気の悪い密閉空間

2.多数が集まる密集場所

3.間近で会話や発生をする密接場面

がそろって可能性があります。

そのため、大規模イベントに参加されていた皆様は、2週間以内は特に下記の点に留意頂きますよう、よろしく願い致します。

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。

解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

[各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター](#)

○相談は、帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なることがあります。)の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

生活を支えるための支援のご案内

働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援等をまとめたリーフレットです。(6月17日)

※働く方と経営者の皆さまへの【リーフレット】に掲載のリーフレットと同一です。

若者の皆様へ

知らないうちに、拡めちゃうから。



画像は[こちら](#) (JPG: 168KB)。こちらのロゴはご家庭や学校、職場において自由にお使いください。

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。

自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、[感染症の予防策](#)の徹底を引き続きお願いします。

【アマビエロゴシリーズ】こちらのロゴはご家庭や学校、職場などにおいて自由にお使いください。

もし自分のおじいちゃんおばあちゃんに
うつしちゃったら……と想像してみる。



この今も闘っている
医療現場のためにも。



こんなときも毎日を
支えてくれてるお店の皆さんに、
うつさないようにしよう。





もし自分の
おじいちゃん
おばあちゃんに
うつしちゃったら……と
想像してみる。



この今も
闘っている
医療現場の
ためにも。



こんなときも
毎日を支えてくれてる
お店の皆さんに、
うつさないようにしよう。



【塗り絵】

知らないうちに、拡めちゃうから。



【あなたのアマビエをご自由にお描きください】

知らないうちに、拡めちゃうから。

STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

ご家庭や学校、職場などにおいて自由にお使いください。

厚生労働省公式TwitterやFacebookでも最新の情報を発信しています。

また、LINE公式アカウントで、新型コロナウイルス感染症の発生状況や予防方法などの情報を確認することができます。

各アカウント情報は[こちら](#)

以下の動画では、密閉した空間、密集した場所、密接した場面での会話などが感染リスクが高いとをわかりやすくまとめられています

ハイチ動画では、出演した声優、音楽した場所、出演した場面でも公開できる感染予防動画もご用意しております。
(出典：政府インターネットテレビ)。

是非ご覧ください。

動画は[こちら](#) (外部サイト：政府インターネットテレビ)

[東京ガールズコレクション出演モデルによる新型コロナウイルス感染症予防の啓発メッセージ動画「Let's take action! 新型コロナウイルス感染症予防のためにわたしたちができること」を公開しています](#) (3月31日～)

動画は[こちら](#) (外部サイト：YouTubeチャンネル「girlsTV」)

TikTokにおいて、感染症に係る啓発動画を公開しています (4月2日～)

- ・「咳エチケット」について (動画は[こちら](#)) (外部サイト※インターネットブラウザでも視聴可能です)
- ・「正しい手洗い」について (動画は[こちら](#)) (外部サイト※インターネットブラウザでも視聴可能です)
- ・「3つの密を避けましょう」について (動画は[こちら](#)) (外部サイト※インターネットブラウザでも視聴可能です)

『ラブライブ! サンシャイン!!』に登場するスクールアイドルAqours (アクア) を描いた手洗いポスターを公開しています
株式会社サンライズと協力し、『ラブライブ! サンシャイン!!』に登場するスクールアイドル、Aqours (アクア) による新型コロナウイルス感染症予防の手洗い推進啓発ポスターを公開しました。



©2017 プロジェクトラブライブ! サンシャイン!!

※注意：データの二次配布、改変、用途外での使用、販売・譲渡を含む営利を伴う使用は禁止とさせていただきます。

※画像素材を掲載・使用される際は、必ず上記の©表示を記載いただきますよう、お願いします。

配布元は[こちら](#) (外部サイトへリンクします)

『ラブライブ! サンシャイン!!』公式サイト http://www.lovelive-anime.jp/uranohoshi/LLS_tearai.jpg

『ラブライブ! サンシャイン!!』公式Twitter @LoveLive_staff

○新型コロナウイルス感染症の影響で内定の取り消しや入職時期の繰り下げにあったみなさまへ

・[新卒者内定取消等特別相談窓口のご案内](#)

妊娠中または妊娠を希望されるみなさまへ

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。現時点での医学的知見や、予防や働き方の留意点、発熱時の対応などについて、[こちらのリーフレット](#)にまとめています。また、母子保健事業等における新型コロナウイルス対応関連情報は[こちらのHP](#)にまとめていますので、ご参照ください。

【参考】

○[妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策](#) (4月1日)

○[新型コロナウイルス感染症 \(COVID-19\) について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ](#) (随時更新) ([一般社団法人日本産婦人科感染症学会ホームページ](#))

〇働いている方へ：職場における妊娠中の女性労働者等への配慮のための情報は[こちら](#)にまとめています。

- 〇[妊婦の方々へのマスクの配布について](#)
- 〇[妊婦の方々向けのQ&Aについて](#)
- 〇[都道府県等における妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口の設置について](#)
- 〇[妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けた専門家からのビデオメッセージの配信について](#)
- 〇リーフレット「[妊婦の皆様へ](#)」について

乳幼児の保護者のみなさまへ **NEW**

～遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診～

予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、市区町村からお知らせしています。特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になる危険性が高まります。お子さまの健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに、予定どおり受けましょう。

詳しくは以下のページやリーフレットを参照ください。

- 〇[遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診](#)
- 〇[リーフレット](#) [PDF: 849KB]

ひとり親家庭のみなさまへ

ひとり親世帯臨時特別給付金について
[ひとり親世帯臨時特別給付金](#)

高齢者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。新型コロナウイルス感染症への対応や、日々の健康を維持するためのポイントや方法など、高齢者の皆さんに知っていただきたい情報をまとめています。

- 〇[新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）](#)
- 〇[新型コロナウイルス感染症への対応について（在宅介護家族の皆さまへ）](#)
- 〇加藤厚生労働大臣からのメッセージ（高齢者のみなさまに健康を維持していただくために）を掲載しました。



（画像をクリックすると[厚生労働省動画チャンネル（YouTube）](#)に移動します。）

不妊治療をご検討されているみなさま

【年齢要件の取扱いについて】

令和2年4月7日に産婦人科の関係団体より、不妊治療に関する以下の見解（※）が示されました。

- ・不妊治療について、基本的に延期できるものは延期とする
- ・ただし、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要

不妊治療の実施に関しましては、地域の実情等も踏まえ、主治医の先生とご相談の上、対応してください。
なお、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて、4月9日付で対象年齢の緩和に関する通知を发出しております。また、4月15日付でQ&Aを发出しております。
詳しくは以下のページを参照ください。

(URL)

○[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて](#)（4月9日） [458KB]

○[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関するQ&Aについて](#)（4月15日） [1,044KB]

※日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」

http://www.jsog.or.jp/uploads/files/news/20200407_COVID-19.pdf

【所得要件の取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に所得が減少し、それまで助成によらず実施してきた不妊治療の継続が困難となることや、治療の延期により、本年5月末までの申請ができず、前々年の所得では要件を満たしていたが、前年の所得で要件を満たさず助成の対象外となってしまうことが想定されるため、6月9日付で所得要件の取扱いに関する通知を发出しております。詳しくは以下のページをご参照ください。

(URL)

○[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いについて](#)（6月9日） [1,123KB]

○[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関するQ&Aについて](#)（6月25日） [717KB]

生活環境の変化等でストレスを抱えている方へ

・[子どもとの関わりについての具体的な工夫のポイントや、児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口等の情報をまとめています。](#)

・[外出を控えながら心身の健康を保つために（神奈川県）](#)

・[SNS心の相談について](#)

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見・差別にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別はあってはなりません。

法務省と厚生労働省では、それぞれ新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。



若者の皆さま向け啓発アイコン「アマピエ」



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

【法務省（人権擁護相談窓口）】（[新型コロナウイルス感染症に関連して](#)）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

【厚生労働省】

総合労働相談コーナー (<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>)

新型コロナウイルス感染症の影響下で働く方々へ（みなさまからのエール）

私たちの命を守るため、医療従事者の方が、また、医療の現場や私たちの生活を支えるため、スーパーやドラッグストア、物流・公共交通機関、保育や介護の施設などで多くの方が働いています。
こうしたみなさまへのエールを送る活動がはじまっています。

【企業による取組】

○ニッポン放送では、毎日夕方4時に、番組パーソナリティやゲストが医療従事者への感謝と応援のメッセージを発信する、「夕方4時、ラジオから感謝の気持ちを！」

『[ニッポン放送 全ての医療従事者への感謝・応援キャンペーン](#)』

を4月27日から開始しています。（クリックすると外部サイトに移行します）

<https://www.1242.com/topics/231429/>

○Yahoo!ニュースでは、「[【#最前線のあなたへ】新型コロナウイルス感染症の対応にあたる人々への応援メッセージを書きませんか](#)」で、インターネット上で思いを伝える取組を行っています。

コメントはこちらからご覧いただけます。（クリックすると外部サイトに移行します）

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200406-00010000-ytokushu-soci>

○LINE株式会社では、「[医療従事者の方へエールを送ろう](#)」という取組を行い、応援ムービーをまとめています。動画は以下からご覧になれます。（クリックすると外部サイトに移行します）

<https://lin.ee/1CAjQ2VWd/Int/a>

○文部科学省：[学校再開等に関するQ&A](#) (https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html)

私たちの命を守るため、すべての医療従事者は、懸命に新型コロナウイルス感染症に立ち向かっています。

私たち1人ひとりが正しく行動することが、医療従事者に対する応援となります。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

下記ポスターは、会社・学校や人の集まる場所での掲示、周知など、用途に限らずご自由にダウンロード・印刷してお使いください。（加工・改変等はおやめください）

感染症と闘ってくれている
医療関係者の皆さん、ありがとう。



感染が怖い…。

それは医療関係者も同じ。

それでもみんなの命を守るため、

新型コロナウイルスと闘ってくれている人々に、

みんなで感謝とエールを

送れる社会でありたいですね。



関連情報

- ・ [マスクや消毒液について](#)（厚生労働省・経済産業省特設ページに移行します）
- ・ [電話相談窓口について](#)

働く方と経営者の皆さまへ

働く方・経営者への支援など

【雇用調整助成金】

- ・ [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について](#)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

- ・ [新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設等を内容とする雇用保険臨時特例法](#)が公布されました。

【テレワーク】

- ・ [働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例](#)
※令和2年4月1日に時間外労働等改善助成金から名称変更しました。
- ・ [新型コロナウイルス感染症対策に対応するテレワーク関連施策情報発信について](#)

【小学校等の臨時休業等に関する支援】

- ・ [小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（雇用者向け）](#)
- ・ [小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）](#)

【妊娠中の女性労働者等への配慮】

- ・ [妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金](#) **NEW**
- ・ [リーフレット（企業の皆さまへ）](#)（6月12日版） **NEW**
- ・ [厚生労働大臣政務官からの経済団体や労働団体への要請（4月15日）](#)
- ・ [経済団体や労働団体への要請（4月1日）](#)

詳しくは、「[職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について～新型コロナウイルス感染症対策～](#)」のページをご覧ください。

【関係団体への要請】

- ・ [加藤厚生労働大臣が、派遣労働者の雇用維持等の要請に関し派遣事業者団体と会合を実施しました（6月5日）](#)
- ・ [厚生労働大臣からの新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に係る要請（5月26日）](#)
- ・ [基本的対処方針に基づき事業者が自主的な取組を実施するにあたっての働く方々等の感染予防、健康管理の強化について周知の協力依頼（5月14日）](#)

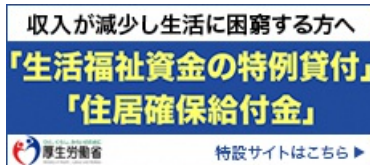
- ・ [緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化についての協力依頼（4月17日）](#)
- ・ [厚生労働大臣政務官からの妊娠中の女性労働者等への配慮の要請（4月15日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮についての要請（4月13日～）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みについての要請（4月10日）](#)
- ・ [職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮の要請（4月1日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について労使団体への要請（3月31日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮の要請（3月27日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮の要請（3月27日）](#)
- ・ [職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについての要請（3月23日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮の要請（3月13日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮の要請（3月10日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮の要請（3月5日～）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する配慮の要請（3月5日）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する労使団体への協力要請（2月26日）](#)
- ・ [職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する経済団体への要請（2月21日）](#)

【融資・貸付等】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた生活衛生関係営業者向け融資制度について
 - [生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等](#)
 - [衛生環境激変対策特別貸付](#)

※融資に関するご相談は、[日本政策金融公庫の各支店](#)にお問い合わせください。

- ・ 生活福祉資金の特例貸し付け・住居確保給付金の特設ホームページ **NEW**



- ・ [新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ](#)
- ・ [一時的な資金の緊急貸し付けに関するご案内（パンフレット）](#)
- ・ [テナント家賃の支払いを支援する制度](#)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉・医療事業者向け融資制度について
 - [福祉関係施設の皆様へ](#)
 - [医療関係施設の皆様へ](#)

※融資に関するご相談は、[福祉医療機構](#)にお問い合わせください。

（お電話・お問い合わせフォームでご相談が可能です。詳しくは上記「福祉医療機構」をクリックしてご確認ください。）

- ・ [令和2年5月診療分診療報酬等の一部概算前払について](#)（5月27日掲載）

【社会保険料の猶予等】

- ・ [社会保険料の猶予等について](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について](#)
- ・ [厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について](#)

【中小企業退職金共済制度】

- ・ [中小企業退職金共済制度の掛金について、納付期限を延長することができます。](#)

【リーフレット】

- ・ [新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。](#)
- ・ [コロナ支援策をまとめた事業主向けのリーフレット](#) [PDF形式：948KB]
- ・ [生活を支えるための支援のご案内](#) [PDF形式]
- ・ [採用内定取り消しの防止についてのリーフレット（事業主向け）（学生向け）](#)

・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業主向け）（5月14日）[【PDF形式】](#) [【Excel形式】](#)

コールセンターの設置について

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関する[コールセンター](#)を設置しています（3月13日～）。

[雇用調整助成金の特例措置、個人向け緊急小口資金についてのお問い合わせ](#)にも対応しています（3月27日～）

[個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する専用相談コールセンターを設置しました](#)（4月11日～）

会社で働いている外国人のみなさま、外国人を雇用する事業主の皆様へ

○会社で働いている外国人のみなさま

[新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときでも、外国人であることを理由として、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。](#)（リーフレット：やさしい日本語及び多言語版含む）

さらなる情報については、[会社に雇われている外国人の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症に関する情報）](#)のページをご覧ください。

○従業員の休業を余儀なくされている事業主の皆様へ

休業に伴い、外国人従業員に対して休業手当を支払う場合には、「雇用調整助成金」の利用が可能です。

外国人を雇用する事業主の方向けに、雇用調整助成金の利用に当たってのポイントをわかりやすくまとめた資料と、解説動画を以下に掲載しています。

※2020年5月14日時点の情報です。

雇用調整助成金の最新の情報は[こちら](#)に掲載していますので、併せてご確認ください。

（雇用調整助成金の利用ポイントをまとめた資料）

[雇用調整助成金を活用した雇用維持のお願いー外国人を雇用する事業主の方へー（厚生労働省）](#)（2411KB）

（雇用調整助成金の利用ポイントを解説した動画）

<https://www.jetro.go.jp/hrportal/forcompanies/covid-19.html>

※日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイトに移動します。

移動したページの下部にある「雇用調整助成金について厚生労働省による解説動画」をご覧ください。

都道府県労働局の相談窓口について

各都道府県労働局に特別労働相談窓口を設置しております。以下のページからご確認ください。

[各都道府県労働局のページ](#)

※新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、[都道府県労働局雇用環境・均等部（室）](#)にお問い合わせください。

また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに新卒者内定取消等特別相談窓口を設置しております。以下のページからご確認ください。

[新卒者内定取消等特別相談窓口のご案内](#)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について

マスクの緊急の増産要請など、想定外の需要に対応する企業の皆様から、時間外労働など労働時間の取扱いについてのお問合せを多くいただいていることを踏まえ、3月17日、事務次官から都道府県労働局長に対し、人命や公益の観点からの緊急の業務については、労働基準監督署長の許可又は届出による労働時間の延長ができる場合があることから、この許可又は届出の手続について周知すること等について徹底を図るよう指示しました。

詳細は通達、概要資料をご参照ください。

[新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について（通達）](#)（122KB）

都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

毎年、3月の年度末と4月の年度初めには、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署及びハローワークの受付窓口が来庁者の方で混雑いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出や、雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出などの各種届出・申請等にあたりましては、電子申請や郵送の積極的なご活用をよろしくお願いいたします。

詳細は[4月8日付け報道発表](#)をご参照ください。

リーフレット：[新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！](#)

新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

[一般の方向けQ&A（6月24日版）](#) **NEW**

[医療機関・検査機関向けQ&A（6月5日版）](#)

[企業（労務）の方向けQ&A（6月25日版）](#) **NEW**

[労働者の方向けQ&A（6月25日版）](#) **NEW**

[関連業種の方向けQ&A（4月15日版）](#)

[動物を飼育する方向けQ&A（4月15日版）](#)

[水際対策の抜本的強化に関するQ&A（5月27日版）](#)

[在宅介護家庭の皆さま向けQ&A](#)

[学校再開に関するQ&A（子供たち、保護者、一般の方へ）](#)（文部科学省ホームページ）

[布マスクの全戸配布に関するQ&A](#)（5月28日版）

[過去に作成したQ&Aはこちら](#)

自治体・医療機関・福祉施設等の情報

・ [自治体・医療機関向けの情報](#)

・

・ [医薬品・医療機器産業の振興に関する情報](#)

・ [社会福祉・雇用・労働に関する情報](#)

・ [介護事業所等向けの情報](#)

・ [障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報](#)

・ [国土交通省・航空会社向けの情報](#)

・ [検疫所向けの情報](#)

報道発表資料

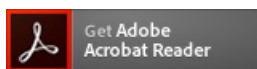
- ・ [報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）](#)
- ・ [報道発表資料（チャーター便、クルーズ船）](#)

SNSによる情報発信・参考情報・リンク

- ・ SNSによる情報発信は[こちら](#)
- ・ 参考情報、リンクは[こちら](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

- ▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)



[▲ ページの先頭へ](#)

御意見募集やパブリックコメント

[▶ 国民参加の場](#)

テーマ別に探す



[▶ テーマ別に探すトップへ](#)

- ▶ [健康・医療](#)
- ▶ [子ども・子育て](#)
- ▶ [福祉・介護](#)
- ▶ [雇用・労働](#)
- ▶ [年金](#)
- ▶ [他分野の取り組み](#)

報道・広報



[▶ 報道・広報トップへ](#)

- ▶ [厚生労働省広報基本指針](#)
- ▶ [大臣記者会見](#)
- ▶ [報道発表資料](#)

▶ [広報・出版](#)

▶ [行事・会議の予定](#)

▶ [国民参加の場](#)

政策について



▶ [政策についてトップへ](#)

▶ [分野別の政策一覧](#)

▶ [組織別の政策一覧](#)

▶ [各種助成金・奨励金等の制度](#)

▶ [審議会・研究会等](#)

▶ [国会会議録](#)

▶ [予算および決算・税制の概要](#)

▶ [政策評価・独法評価](#)

厚生労働省について



▶ [厚生労働省についてトップへ](#)

▶ [大臣・副大臣・政務官の紹介](#)

▶ [幹部名簿](#)

▶ [所在地案内](#)

▶ [主な仕事（所掌事務）](#)

▶ [シンボルマークとキャッチフレーズについて](#)

▶ [中央労働委員会](#)

▶ [所管の法人](#)

▶ [資格・試験情報](#)

▶ [採用情報](#)

▶ [図書館利用案内](#)

統計情報・白書



▶ [統計情報・白書トップへ](#)

▶ [各種統計調査](#)

▶ [白書、年次報告書](#)

▶ [調査票情報を利用したい方へ](#)

所管の法令等



[▶ 所管の法令等トップへ](#)

[▶ 国会提出法案](#)

[▶ 所管の法令、告示・通達等](#)

申請・募集・情報公開



[▶ 申請・募集・情報公開トップへ](#)

[▶ 電子申請（申請・届出等の手続案内）](#)

[▶ 法令適用事前確認手続](#)

[▶ 調達情報](#)

[▶ グレーゾーン解消制度・新事業特例制度](#)

[▶ 公益通報者の保護](#)

[▶ 情報公開・個人情報保護](#)

[▶ 電子政府の推進](#)

[▶ 公文書管理](#)

[▶ 行政手続法に基づく申出](#)

[▶ 行政不服審査法に基づく審理員候補者名簿](#)

関連リンク

[▶ 他府省](#)

[▶ 地方支分部局等](#)

[▶ 全体的な取り組みや情報一覧](#)

[▶ クローズアップ厚生労働省一覧](#)

情報配信サービス

[▶ 情報配信サービスメルマガ登録](#)

[▶ 本誌「厚生労働」](#)

[▶ 携帯版ホームページ](#)



ソーシャルメディア

[▶ facebook](#)



動画チャンネル

- ▶ [利用規約・リンク・著作権等](#)
- ▶ [個人情報保護方針](#)
- ▶ [所在地案内](#)
- ▶ [アクセシビリティについて](#)
- ▶ [サイトの使い方\(ヘルプ\)](#)
- ▶ [RSSについて](#)
- ▶ [ホームページへのご意見](#)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

法人番号6000012070001

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03-5253-1111 (代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.